平成２３年（フ）第７３号
山形県南陽市萩生田1359番地７
破産者　有限会社メイクエンジニアリング
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６４８号
金沢市御所町２丁目115番地
破産者　東伸デザイン株式会社
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
金沢市玉鉾３丁目118番地
破産者　有限会社玉井瓦店
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
京都市上京区今出川通烏丸西入ル今出川町325
破産者　株式会社カンパンランナージャパン
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１２６号
札幌市北区北32条西４丁目３番７号
破産者　大高　幸吉
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県川越市大字砂新田406番地27
破産者　村野きよ子
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７８号
京都市右京区太秦青木ヶ原町10番地
破産者　前村　唱代
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
神戸市兵庫区下祇園町30番12号
破産者　梶歯科・口腔外科クリニックこと　梶　隆一
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４１号
神戸市北区鹿の子台北町５丁目９番５号
破産者　感度デザインスタジオこと　北前　卓夫
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
北海道芦別市北６条西２丁目５番地
破産者　樋口紀美子
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
北海道北見市高栄西町７丁目18番16号
破産者　可児　昭彦
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
北海道根室市定基町２丁目４番地
破産者　齊藤美智江
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第７７１号
横浜市神奈川区三ツ沢南町13番７号　トクショウハイツ101号、開始決定時の住所横浜市神奈川区三ツ沢南町19番15号
破産者　佐野　哲二
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００９号
横浜市金沢区並木２丁目３番１―205号
破産者　佐藤　　健
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３０号
京都市山科区椥辻東潰１番地　山本グランドハイツ206号、開始決定時の住所京都市山科区大宅早稲ノ内町40番地
破産者　梅井　政善
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４５号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町４番地37　聖倖マンションＮＯ１―102号
破産者　谷　　政子
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
滋賀県甲賀市信楽町中野641番地105
破産者　大和田義人
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係